

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-01	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	地域環境整備対策費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠法令等	通称「荒川ルール条例」	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。 ・大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。 ・条例手続きの流れは以下のようである。 <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行した。 ・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止する。 				
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	5,566	7,779	6,017	8,391	12,270	11,770
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	届出件数	4	6	3	5	5	4	4
	事業者による説明会回数	4	6	3	5	5	4	4
	地域関係者会議の回数	23	36	16	40	39	30	30
	アドバイザー派遣回数	2	4	3	5	4	3	4

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	223	報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	6	旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	20
使用料等	地域関係者会会場使用料	3	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
食糧費	連絡調整会議賄い	1	使用料等	地域関係者会会場使用料	10	使用料等	地域関係者会会場使用料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
②	協定締結率（％）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
③							

（指標点・課題）	・解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多く、荒川ルールによる紛争解決とともに、解体工事による調整に多くの時間が必要となることがある。そのため、事業者に対し、地域住民への丁寧な対応と解体工事説明会の実施を要請する。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・既存建築物の解体が伴う計画において、解体工事説明会の実施を事業者要望するとともに、関係部署との連携強化を進める。	・解体が伴う計画において、事業者による解体工事説明会を行わせることができ、地域住民の要望等を工事に反映させることができた。	・引き続き解体工事説明会の実施を事業者に要請をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

況議 （要 質 問 状）	・平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名
		担当者名	杉山	内線
				2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	43年度	根拠法令等	都市計画法
終期設定	○有 ●無	年度		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市	
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備	
	施策	01	総合的な市街地整備の推進	
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。			
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者			
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導			
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、国及び都道府県等が行う開発行為も一部許可の対象となる			
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠			
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	—	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	
②人件費等		6,922	7,412	4,356	3,020	1,953	3,295	
③減価償却費			2,469	2,022	1,614	1,014	1,788	
【事務分担量】（%）		85	85	65	50	30	55	
合計（①+②+③）		6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	5,083	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	5,083	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	許可件数（基準：許可日）	4	5	6	2	0	1	3
	開発登録簿写しの交付（部数）	33	38	37	50	23	46	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 許可までの日数(審査期間)(日)	28	0	14	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	② 審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
	③						

(問題点・課題分析)	許可の審査にあたっては、区として統一的な見解をもって指導する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事務処理マニュアルの作成	事務処理マニュアルの作成に向けて、「開発許可の手引き」における提出部数の見直しを行った。	・「開発許可の手引き」の改定 ・事務処理マニュアルの作成
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。

議会議会(要旨)問状	
------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-03	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	都市計画審議会費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	都市計画法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ・ 構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した。 ・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 				
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	1,175	1,161	1,134	1,108	1,096	1,013
①決算額（27年度は見込み）	489	241	437	476	415	727	837	
②人件費等	814	1,151	1,966	1,923	1,953	1,841		
③減価償却費		581	933	968	1,014	975		
【事務分担量】（%）	20	20	30	30	30	30		
合計（①+②+③）	1,303	1,973	3,336	3,367	3,382	3,543	837	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,303	1,973	3,336	3,367	3,382	3,543	837	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開催回数	2	1	2	2	2	3	3
	委員平均参加率	97	99	83	95	82	95	100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	347	報酬	審議会委員報酬	609	報酬	審議会委員報酬	692
役務費	議事録作成料	46	旅費	審議会委員旅費	11	旅費	審議会委員旅費	31
需用費	審議会賄い	8	需用費	審議会賄い	13	需用費	審議会賄い	13
使用料等	審議会会場使用料	8	役務費	議事録作成料	78	役務費	議事録作成料	79
旅費	審議会委員旅費	6	使用料等	審議会会場使用料	15	使用料等	審議会会場使用料	22

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 審議会開催件数	2	2	4	2	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数	2	2	3	1	-	必要に応じて開催
	③						

（問題点・課題分析）	・専門性の高い審議案件が多いため、区民委員の案件内容の理解に課題がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・公募による区民委員の選任を実施し、2人の公募区民を決定する。	・区民4人から応募があり、選定委員会による論文審査及び、事務局との面談を通し、2人の区民委員を決定した。	・任期は2年であるため、次回は28年度に公募を実施する予定である。
②	・引き続き、区民委員の事前勉強会を開催していく。	・区民委員の事前勉強会を3回実施し、理解を深めることができた。 ・説明資料は担当部署と協議し、分かりやすい資料とした。	・引き続き、区民委員の事前勉強会を開催し、審議内容の充実を図る。また、分かりやすい資料作りを実施していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-04	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名
		担当者名	能見	内線
				2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市	
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備	
	施策	01	総合的な市街地整備の推進	
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。			
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区			
内容	<p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針を示す。 ○模擬訓練や講習会への参加を促し、復興業務を担える職員を育成する。</p> <p>・都市復興の全体的なプロセス（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ※区内の被害概況を早急に把握し、都市の復興方針を検討する。被害の程度によっては建築制限を実施し、計画的な市街地の復興を目指す。</p> <p>・東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ・被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</p>			
経過	<p>平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度（東京都）震災対策条例公布 平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正） 平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 ※被災宅地危険度判定士 53名（平成27年度当初）</p>			
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	—	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	—
②人件費等		1,222	4,639	3,388	5,783	4,990	3,863	
③減価償却費			1,743	1,244	2,259	2,028	1,626	
【事務分担当】（%）		15	60	40	70	60	50	
合計（①+②+③）		1,222	6,382	4,632	8,042	7,018	5,489	0
特定財源								
一般財源		1,222	6,382	4,632	8,042	7,018	5,489	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	復興模擬訓練の開催（東京都）	1	1	1	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会（東京都）	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	都市復興マニュアルの見直し (%)	0	50	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
②	都市復興模擬訓練への参加者数	1	1	1	1	2	参加人数
③	被災宅地危険度判定士養成講習会への参加者数	17	12	5	10	10	参加人数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 都市復興マニュアルをより実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備が必要である。 東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加者を増やしたいが訓練日が7日間ほどあるため、一度に参加させることが出来る人数に限界がある。
	他区の実況 （実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市復興マニュアルについて、直ぐに改訂すべき部分、じっくり検討すべき部分などに分け、修正可能な部分から時点修正を行う。	公共施設等の被害状況調査を早期に実施できるようフローを見直し、時点修正を行った。	街区の被害状況調査等について、検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

況議 (要質 会質 問 状)	H13年二定：「震災復興条例の制定について」
----------------------------	------------------------

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理委託	1,302	委託料	システム管理委託	1,264	委託料	システム管理委託	1,389
						使用料等	著作権使用料	57

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	都市計画図アクセス状況（数）	10,651	11,690	9,898	12,000	15,000	年単位（年度単位ではない）
②							
③							

（問題点・課題分析）	都市計画法に基づく土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースに、道路・公園、居住者の属性等のデータを付加することで、全庁的に有効活用できる総合的な情報システムに発展させる必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	統合型GISとの一元化をめざす。	統合型GISとの一元化に向け、事業者のヒアリングを行い、カスタマイズ度合や費用対効果について検討を行った。	平成26年度に引き続き、統合型GISとの一元化をめざす。
②		白図については、一括印刷ではなく必要な時に必要な大きさと印刷できるような仕組みとした。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができる。 新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。

況議 （要質 問旨 問状）	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-06	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	杉山		内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	荒川区市街地整備指導要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	総合的な市街地整備の推進				
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延べ面積1,000㎡以上の建築物、③墓地又は納骨堂の設置、④ペット火葬施設等の設置、⑤移動火葬施設の使用						
内容	<p>事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。</p> <p>近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮</p> <p>土壤汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>工事完了時に現地へ赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>						
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱）、昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱）平成9年9月現要綱制定※以後12回改正、最終改正平成26年2月 ◎平成19年9月改正（集合住宅を条例化）、平成25年3月（戸建住宅等を条例化）						
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		一般財源	5,701	9,300	5,804	8,099	8,358	6,015
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	事前申出書提出(件)	11	12	12	13	16	5	5
	協定書締結(件)	5	4	8	0	6	3	5
	協定履行確認(件)	3	4	4	5	1	7	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	協定締結率（%）	0	31	75	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
②							
③							

（問題点・課題分析）	「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」については事例はないが、突発的に相談が発生することもある。 近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 未実施地区：8区（新宿・目黒・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川） ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす。	適切な指導により、協定締結率75%を達成した。	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。

議会（要質問状）	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）
----------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-07	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	永澤
				内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 27年度 ○ 26年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11年度		根拠	景観法・都景観条例・区景観条例			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画		○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市					
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01 総合的な市街地整備の推進					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 ・ 宅地開発を行う事業主等 						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。 ・ 荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 ・ 景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会にて、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。 						
経過	<p>平成16年6月 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法の公布（17年6月全面施行）。 ・ 17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。 <p>平成20年度 平成21-22年度 平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。 ・ 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成。 ・ 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施 ・ その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施 						
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。						
実施方法	(1 直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	7,010	5,714	6,550	3,584	3,910	3,238
①決算額（27年度は見込み）	6,711	5,545	4,728	1,946	2,484	1,299	10,325	
②人件費等	4,886	7,220	14,066	12,094	10,270	9,566		
③減価償却費		3,196	6,220	5,809	4,394	4,226		
【事務分担当】（%）	110	110	200	180	130	130		
合計（①+②+③）	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	10,325	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	10,325	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	事前協議件数	—	—	1	51	62	55	42
	届出件数	—	—	4	48	65	47	42
	申請計画件数	—	—	5	59	88	68	69
	アドバイザー協議開催件数	—	—	8	41	47	29	39

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	1,775	報酬	アドバイザー報酬	1,259	報酬	アドバイザー報酬等	2,686
印刷製本費	景観ニュース等	621	旅費	アドバイザー旅費	27	報償費	シンポジウム講師謝礼	78
役務費	審議会議事録作成料	46	需用費	連絡調整会議賄い等	13	旅費	アドバイザー旅費等	136
旅費	アドバイザー旅費等	33				需用費	サインガイドライン印刷製本等	914
食糧費	審議会賄い等	8				役務費	審議会議事録作成料	150
						委託料	サインガイドライン委託	305
						負担金	景観負担金	6,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（％）	70.6	64.5	85.5	80.0	80.0	・対応率＝対応案件数/事前協議件数
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりを着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。そのため、24年に公募区民等で構成する「景観まちづくり推進委員会」を設置し、景観ニュースの発行や景観フォーラムの開催等を通じ、区民への周知・啓発活動を展開している。 ・今後、継続的な実施に向け、どう具体的に展開していくかが課題である。 ・また、地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくりに関する活動団体をどのように増やしていくかが課題である。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：16区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・景観計画で示してある、風景資産の登録や、景観まちなみ協定等の景観施策を今後、具体的に展開するため、推進委員会で検討をする。	・現在、区の重要な課題は、防災街づくりであるため、防災と景観について、検討を進めることになり、推進委員会で検討を行った。	・景観ニュースの発行や景観フォーラムの開催を通して、防災と景観について、区民への啓発活動を展開していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

況議（会質問状）	<ul style="list-style-type: none"> ・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」 ・23年四定 「景観条例の制定について」 ・25年一定 「景観に配慮をした公共サインについて」
----------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① テラス整備率（％）	54	57	59	59	59	接岸延長に対するテラス整備延長
	② 土と緑の堤防整備率（％）	44	46	47	47	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。 ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、現在の事業スキームでは実施が困難であることから、東京都が新たな手法を検討する必要がある。 ・荒川遊園から白鬚橋までのウォーキングロード整備という区民ニーズに対し、当面のスーパー堤防化が困難な箇所について、テラスの先行的整備を都に働きかけることを検討していく必要がある。
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・東京都施行（隅田川） 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ・国施行（荒川・江戸川・多摩川） 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。	西尾久三丁目地区（教育施設工区）の完了により、整備率が上がった。	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。
②	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。	従来の手法に捉われない整備スキームの検討について、東京都と情報交換を行った。	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。
③		西尾久三丁目地区（公園工区）の確認書締結により、事業中地区の延長距離が伸びた。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議 （要質 問 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望 ・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
----------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-09	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事												
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	能見												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）						内線	2812												
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 27年度 ○ 26年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業														
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17年度		根拠																
終期設定	● 有 ○ 無 26年度		法令等																
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分		○ 計画 ● 非計画														
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市																
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備																
	施策	01	総合的な市街地整備の推進																
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示された補助92号線、補助188号線が存する西日暮里三丁目地域において、地域住民の意向を把握するとともに、まちづくりに関する検討を行う。																		
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha，居住者：約千世帯1,800人）																		
内容	<p>○ 区部における都市計画道路の整備方針</p> <p>・ 区内の都市計画の見直し候補区間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">路線名</td> <td style="width: 30%;">見直し候補区間</td> <td style="width: 15%;">延長</td> <td style="width: 35%;">計画幅員</td> </tr> <tr> <td>補助92号線</td> <td>環状4号線～補助184号線</td> <td>約2,520m</td> <td>20～22m</td> </tr> <tr> <td>補助188号線</td> <td>補助92号線～日暮里駅前付近</td> <td>約460m</td> <td>6～15m</td> </tr> </table> <p>・ 見直しの方向性</p> <p>歴史的・文化的資産と貴重な緑を活かしながら、地区内交通の円滑で安全な処理に必要な道路や、安全な歩行空間の確保、防災性の向上等の観点も含めてまちづくりに関する検討を行った上でまちづくりと整合のとれた「都市計画道路の見直し」について検討を行っていく。</p> <p>○ 見直しの方向性を踏まえ、地区計画の導入も見据えた地域まちづくりのルールを定める。</p>							路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員	補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m	補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m
路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員																
補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m																
補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m																
経過	<p>平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）</p> <p>平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）</p> <p>平成17年度 「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催</p> <p>平成18年4月 「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足</p> <p>以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行</p> <p>平成22年3月 「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定</p>																		
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）																		

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,400	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）		2,394	—	—	—	—	—	—
②人件費等		3,666	1,430	2,784	2,465	1,410	1,068	
③減価償却費			872	1,866	1,614	1,014	650	
【事務分担量】（%）		80	30	60	50	30	20	
合計（①+②+③）		6,060	2,302	4,650	4,079	2,424	1,718	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		6,060	2,302	4,650	4,079	2,424	1,718	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	まちづくり計画作成業務委託（千円）	2,394	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	まちづくり計画策定進捗率（%）	100	100	100	100	100	策定済：100%
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直しについての方針が明確にならず、今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協働の道筋が滞っている。 ・地区内で面積的に大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 ・既存道路を6mへ拡幅することに対し沿道住民の合意取得が困難なため、地区計画に主要生活道路を位置づけることが難しく、地区計画が成り立たない。（まちづくり計画では、6m道路の必要性に触れている）
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	道路拡幅の弊害要因を詳細に検討し、主要生活道路への位置付け可能路線を検討する。	寺社や墓地、崖など、課題解決が困難な要因が点在している。	開発事業者等に、まちづくり計画を提示し道路拡幅への理解を求め、将来に向けたまちづくりへの協力をお願いする。
②	東京都の都市計画道路の見直しに向けた動向を把握し、今後の進め方を検討する。	第四次事業化計画の策定に向けた検討が進められている。	まちづくり協議会の再開を目指す。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

況議会（要質問状）	H17四定：「補助92号線の見直しに関して」
-----------	------------------------

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②						
	③						

(問題点・課題分析)	・ 国土強靱化地域計画の制定や、来年度予定されている区の基本計画の改定を踏まえ、内容の整合を図っていく必要がある。
他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 改定を行った区 新宿区(H19)、世田谷区(H26)、杉並区(H25)、豊島区(H27)、足立区(H18)、墨田区(H20)、中野区(H21)、北区(H22)、板橋区(H23)、江東区(H23)、港区(H19)、文京区(H23)、大田区(H23)、品川区(H25)、葛飾区(H23)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続する。	都市計画変更が必要な事業について、適切な誘導を行った。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行う。
②	マスタープランの改定に向け、大まかなスケジュールを立てる。	上位計画の改定動向や改定内容の検討を行った。	資料収集など改定作業に向けた下準備を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

況議(会要質問旨)状	H23年四定：「魅力ある尾久地域の整備について」 H23年一定：「荒川区の今後のまちづくりについて」 「南千住地域における今後のまちづくり」 H22年三定：「町屋地域全体のまちづくりについて」 「町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて」
------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（％）	58.4	61.5	62.4	63.0	63.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（％）	-	58.3	59.0	59.7	60.6	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が今年度の改定を予定しているため、計画に位置付ける地域を検討する必要がある。 ・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り防災都市づくりを推進する。	都と調整し、防災街区整備方針で位置づける防災再開発促進地区の範囲を拡大した。	改定に向け、都と一層連携を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

況議 （要質 問旨 問状）	H22年三定：「町屋地区の防災性向上策について」
------------------------	--------------------------

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	協議会委員謝礼	142	報償費	協議会委員謝礼	142			
需用費	協議会賄い	3	需用費	協議会賄い	3			
			役務費	土地鑑定料	100			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 地域活性化施設の導入進捗率(%)	10	30	50	90	100	調査委託実施：10%、企業公募：30%、企業選定：50%、
	②						企業工事着工：70%、工事竣工：90%、施設開業：100%
	③						

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 開業後の地域貢献を明確にする必要がある。 開業後の歩行者の流れを勘案し、横断歩道設置に向けた協議が必要。 開業後も地域の活性化に寄与するような催事の開催などを要請する必要がある。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域の活性化、賑わいの創出に関する指標を作成し、事業者候補者の選定に臨む。	事業者候補者の選定及び賑わいの創出に寄与する計画となるよう、事業者協議を行った。	工事等の進捗状況等の管理を行う。
②	開発許可条件を整理し、隅田川駅構内との扱いを明らかにする。	隅田川駅と開発区域との扱いについて一定整理し、設計作業の進行管理を行った。	工事等の進捗状況等の管理を行う。
③	区有地の鑑定評価を行い、売却手続きを行う。	売却完了	売却完了

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	開業後について、地元への貢献を要望していく。(28年度末開業予定)

議(要質問)況(会質問)状	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年一定 南千住東部地域の子育て施設としてセメントサイロ跡地の活用は可能か 平成23年三定 セメントサイロ跡地は地域に寄与する施設を導入すべき 平成24年三定 セメントサイロ跡地の活用について 平成25年二定 セメントサイロ跡地活用の今後の展開と見通し 平成26年度9月会議 セメントサイロ跡地開発業者の地域サービスと活性化について
---------------	---

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	まちづくりに関する活動組織	8	8	8	9	10	組織数
②							
③							

（問題点・課題分析）	・街づくり事業を推進するために立ち上げた組織に参加した住民が、このことをきっかけに、自立したまちづくり組織に興味を示す仕組みなどを検討する必要がある。
他区の実況	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区のコンサルタント派遣制度などの利用実態や利用のきっかけなどを把握する。	利用実績はなかったが、協議会の設立に向けての活動を行った。	区民の主体的なまちづくりの参加を促す方法について、引き続き検討する。
②	不燃化特区のエリア内で新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向けた支援を行う。（防災街づくり推進課）	新たな協議会の立ち上げに向け、働きかけを行った。	新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向け協議会の支援を行う。（防災街づくり推進課）
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

議会（要質問） 状況	H20年三定：「総合的なまちづくり条例制定について」 H20年一定：「都市再生整備計画などを活用したまちづくり」 H19年二定：「都市計画制度の活用に関して」 「生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について」 H14年二定：「区民参加のまちづくりに関して」
---------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	部課名	防災都市づくり都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備についての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民により良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る。				
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舍の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築				
内容	建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立 土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上）、 駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の10%以上、停留空地：1台）、 防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、 管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、 計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、 土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応 工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導 ◎条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能				
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化）、平成20年3月21日改正（建築主の義務強化）、平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置）、平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	—	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
②人件費等		8,144	8,720	5,325	5,627	6,979	6,829	
③減価償却費			2,905	2,799	3,066	3,718	3,576	
【事務分担量】（%）		100	100	90	95	110	110	
合計（①+②+③）		8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	建築計画書提出(件)	12	25	27	33	38	34	30
	工事完了確認通知書交付(件)	15	10	25	24	18	52	20

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	計画時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	適合/届出
②	完了時の条例適合率（％）	96	82	98	100	100	完了確認通知/完了届出
③							

（問題点・課題分析）	努力規定となっている部分については、その内容が形骸化しないよう条例の主旨を鑑み、適正な基準をもって指導を行う必要がある。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 条例：14区、要綱：6区（千代田・中央・品川・大田・杉並・葛飾）、基準：2区（練馬・足立） ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家族向け住宅附置義務の見直しを行う。	家族向け住宅附置義務の強化について、検討を行った。	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。
②	関係各課との連携や事務の工夫により、子育て支援施設等の設置、町会加入誘導の強化等の課題に全庁的に取り組む。	子育て支援施設の設置等に関する事前協議の拡充について、検討を行った。	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のため、不可欠な事務である。

議会（要質） 状況	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成22年第1回定例会：集合住宅条例（その後に関する問題） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成26年第1回定例会：住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）
--------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-15	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	杉山
				内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 27年度 ○ 26年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23年度		根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画		○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	01	災害時における体制の強化				
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。						
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・ 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・ 5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物						
内容	<p>「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証及び認定プレートを交付</p> <p>「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知</p> <p>※認定基準</p> <p>① 既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ② 地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③ 緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④ 緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること</p>						
経過	平成23年8月1日制定						
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		—	—	1,475	309	140	240
①決算額（27年度は見込み）		—	—	21	47	21	26	190
②人件費等		—	—	3,660	1,923	2,640	2,465	
③減価償却費		—	—	1,555	968	1,183	1,138	
【事務分担量】（%）		—	—	50	30	35	35	
合計（①+②+③）		0	0	5,236	2,938	3,844	3,629	190
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		0	0	5,236	2,938	3,844	3,629	190
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	認定件数（年度毎）	—	—	1	5	2	1	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	認定プレート作成	21	委託料	認定プレート作成	26	委託料	認定プレート作成	190

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	認定建築物の数（件）	6	8	9	12	20	認定建築物の数(累計)
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>昨今、マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」を促していく必要がある。</p>
	<p>（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）</p> <p>※江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」 集合住宅9件、企業15件</p>
他 区 の 実 況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	自治会を設立しているマンションなどにターゲットを絞って、PR活動を行う。	大規模ビルへの周知活動を行ったが、セキュリティ等の問題を理由に、協力が得られなかった。	ターゲットを絞り、定期的な個別訪問等により、積極的な周知活動を行う。
②	これまで相談があっても実績に結びつかなかった事例の障壁となっていたものを洗い出し、認定基準等の見直しを行う。	障壁となっていたものは、セキュリティに関する居住者等の合意形成であることが浮かび上がった。	主旨をきちんと説明し、制度の必要性について理解を得る努力をする。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	認定建築物を「核」とした地域と連携した防災対策の態勢を構築することができ、地域防災力の向上に有効である。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	住宅建設（戸）	2,655	2,695	2,713	2,755	2,695	センター工区：1,846戸 リハ・フロント工区：809戸
②	公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口（推計） （人）	7,050	7,500	7,450	7,500	7,430	住宅建設街区＋既成市街地 ※H25以降は外国人を含む

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 補助321号線（第2期区間）の整備について、目途が立たない。 平成26年度で社会資本整備総合交付金事業期間が完了した。 住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東京ガスとの意見交換	東京ガスに321号線について区の状況説明を行った。	東京ガスとの意見交換を継続する。
②	住宅市街地総合整備事業計画に記載されている公園整備について、適地があれば、整備について検討する。	適地は出なかった。	引き続き、公園の適地があれば整備について検討する。
③		社会資本整備総合交付金の事後評価を行った。	321号線（第2期）の事業認可変更（期間延伸）を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	休止・完了	補助321号線の整備については継続していくが、住宅供給戸数等が計画目標に達したため、平成27年度中に完了する。

況議 （会 要質 問 旨）	平成22年一定 平成14年四定 平成14年三定 平成14年三定 平成14年二定	南千住の住み良い街づくりについて W街区の施設整備と賑わいの創出について W街区の開発と南千住地域の活性化について W街区開発事業者の企画提案の確実な履行と今後の区の係わりについて 南千住W街区の開発とTMOの設立について
---------------------------	---	---